\bigcirc 特定目的会社の監査に関する規則(平成十八年内閣府令第四十五号)(第十一条関係)

3 (略)	二~四(略)	に規定する継続企業の前提をいう。) に関する注記に係る事項	一 継続企業の前提(特定目的会社の計算に関する規則第五十一条	項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。	の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事	2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他	第九条 (略)	(会計監査報告の内容)	改正案
3 (略)	二~四(略)	に規定する継続企業の前提をいう。) に係る事項	一 継続企業の前提(特定目的会社の計算に関する規則第五十一条	項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。	の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事	2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他	第九条 (略)	(会計監査報告の内容)	現行